

児童生徒の体力向上に関する調査 文教福祉常任委員長報告

文教福祉常任委員会において行いました「児童生徒の体力向上に関する調査」の経過並びに結果につきましてご報告申し上げます。

近年、全国的に児童生徒の体力低下が指摘され、特に新型コロナウイルス感染症の流行による影響は大きく、本市では体力向上に向けた取組を進めているものの、昨今の夏場の異常な暑さの中での運動環境の整備や児童生徒の運動器に関する理学療法を活用など新たな課題への対応が必要とされております。

このことから、当委員会では、本市の児童生徒の運動状況や環境、生活習慣を把握し、ソフト、ハード両面での必要な支援策を調査することにより、本市の児童生徒の体力の向上を図り、生涯を通じた健康の増進に資するため、「児童生徒の体力向上に関する調査」を調査項目と決定し、計 12 回の委員会を開催いたしました。

調査の過程で、市当局から詳細な説明を聴取するとともに、参考人として、福島大学人間発達文化学類教授の小川宏氏を招致し、県内における児童生徒の体力、運動能力の現状と課題、向上策について聴取したほか、福島県立医科大学保健科学部准教授の楠本泰士氏を招致し、運動器からみた児童生徒の体力向上策について聴取いたしました。

さらに、先進事例を調査するため、大阪府堺市、寝屋川市、守口市、福井県福井市への行政視察を実施するなど詳細に調査いたしました。

以下、調査の結果についてご報告申し上げます。

はじめに、本市の児童生徒の体力の推移と現状について申し上げます。

平成 25 年度から令和 5 年度までの体力・運動能力調査によると、平成 25 年度では中学生の全ての学年、男女において体力合計点が最低値となり、小学生

の多くの学年でも低下傾向が見られました。この要因として、東日本大震災後の運動機会の減少が考えられます。その後、多くの学年で体力合計点は少しずつ向上しておりましたが、ここ数年のコロナ禍により、全国平均と同様、低下傾向にあります。この要因として、感染症予防の観点から、運動時間や活動場所、児童生徒同士の触れ合いなどが制限され、運動機会が減少したことが考えられます。新型コロナウイルス感染症が5類移行となった令和5年度には、制限の緩和に伴い、前年度より体力が向上した学年、男女の割合が高まりました。

以上のことから、運動機会としての「時間」「空間」「仲間」の3つの確保が重要であると考えられます。

また、令和5年度の全国調査の結果によると、体力合計点の平均値は、小学5年生と中学2年生の女子では全国平均を上回り、生活・運動習慣の項目では、「運動やスポーツをすることが好き」「体育、保健体育の授業が楽しい」と回答した児童生徒の割合は、中学2年生の女子以外では平均を下回っていることから、運動やスポーツ、体育、保健体育の授業に関心がある児童生徒を増やすことが、体力向上のための必要条件と考えられます。

次に、福島県の児童生徒の体力の特徴について、小川参考人から得た知見について申し上げます。

県内の小学校から高等学校までの12学年の体力・運動能力調査の種目別の平均値を平成18年度から令和4年度まで比較すると、男女とも震災以降ほとんどの種目で全国平均を下回っていましたが、令和元年度以降、その差は縮まっております。これは、コロナ禍での全国的な運動活動の制限の中、県内の各学校では運動身体づくりプログラム、自分手帳などの従来からの取組を継続し、工夫した授業を実施した結果であると分析できます。

また、令和4年度の調査結果を分析すると、運動頻度が高い児童生徒は体力

の評価が高く、運動時間と体力合計点の関係では、運動時間の増加に伴い体力合計点の高いA評価、B評価の割合が多く、1日2時間以上運動する児童生徒には体力合計点の低いケースがほとんど見られませんでした。一方、小学生の生活習慣と体力総合点を比較すると、睡眠時間が1日6時間未満の児童の総合点は低い傾向が見られました。また、震災前後と近年の肥満傾向児の出現率を比較すると、従来から、本県は全国平均より出現率が高く、震災後、男子は上昇傾向が見られました。さらに、コロナ禍においては、男子は震災後と比較して上昇し、女子は全国と比較して上昇率が高いことから、生活習慣の改善など根本的な対策が必要であると考えられます。

次に、体育、保健体育の授業について申し上げます。

スマートフォンやゲームなどの使用時間であるスクリーンタイムの増加や外遊びの減少といった昨今の状況を踏まえ、運動の楽しさを感じる一助となるよう、授業の構成を工夫することが重要であります。一方、体力テストの数値の向上のため、それに特化した運動を実施することで一時的に数値は向上しますが、本質的に運動を楽しむことにはつながりません。よって、日々の授業の中で運動の目的や効果を児童生徒自身が理解し、主体的に取り組むことが必要であります。

また、体育、保健体育の学習指導要領では、「する」だけではなく、「みる・支える・知る」といったスポーツとの多様な関わり方を理解し、生涯にわたる豊かなスポーツライフ実現のための資質、能力の育成に向け、主体的、協働的な学びの充実が必要であるとしております。さらに、学習指導要領においては、小学校から高等学校までの12年間の系統性を4年ごとに整理し、児童生徒の発達段階に応じた指導を行っております。特に小学5年生から中学2年生までの4年間は、多くの領域の学習を経験し、生涯にわたって運動に親しむ資質や

能力を育てる重要な時期とされていることから、小学校高学年時から中学校を見据えた授業を構築すべきであり、これらのことから体育、保健体育の指導に求められる専門性は、ますます高まっていると言えます。

先進地においては、運動やスポーツが苦手な児童生徒に対し、運動そのものを好きと感じ、主体的な学びを促すための授業の構築に工夫がなされておりました。また、様々な能力の育成が求められる中で、豊富な運動時間の確保などの特徴も見られました。主体性を育む授業により、体育や運動が楽しいと感じる児童生徒を増やし、体力向上につなげることが重要であります。

以上の本市の現状と当委員会で実施した調査を踏まえ、市当局に対して大きく次の5点について提言いたします。

1点目は、小中学校が連携した体系的な教育の推進についてであります。

本市の中学校区は、複数の小学校から中学校へ進学する学区など、地域により様々な特色があります。同じ中学校で、小学校間の学びに違いがあると再度学び直しが必要となるため、中学校区を軸に、学校間、校種間で授業内容の連携を図る必要があります。

寝屋川市では、中学校区ごとの小中一貫教育を推進しており、小中学校が密接に連携しております。中学校区ごとに作成した体力づくり推進計画書により体力向上の取組を進めることで、いわゆる中一ギャップと呼ばれる小学校から中学校の間にある段差を解消し、義務教育9年間を見通した継続性のある教育を実践した結果、体力テストの点数が全国平均を上回るようになりました。

また、小学校は学級担任制のため、専任の体育の教員が非常に少なく、児童の発達段階に応じた指導に困難を感じる教員がいる一方で、中学校は教科担任制のため専門性は高いものの競技の技術指導が中心となり、楽しく運動させる指導が不十分であるとの問題点が指摘されております。

以上のことから、小中学校が連携のうえ、中学校区ごとに体力づくり推進計画書を作成するなど、義務教育期間において一貫性のある体育の授業の構築に取り組むとともに、他の中学校区とも連携した取組の内容を共有すべきであります。さらに、教員の研修について、小中接続に重点を置き、楽しさと専門性を兼ね備えた体系的な授業を構築できるよう、小中学校の校種を越えて行うべきであります。

2点目は、運動器に着目した運動指導法の導入と理学療法等の活用についてであります。

楠本参考人によると、子どもを取り巻く環境として、スマートフォンやゲームの普及による生活習慣の乱れなどがあり、さらにスポーツなどの習い事で運動習慣がある子どもと体育の授業以外では運動習慣がない子どもとの二極化が見られます。同様に、運動器の障害によって要介護リスクが高くなるロコモティブシンドロームとして、近年、スポーツにおける運動器の使いすぎや肥満などの生活習慣の乱れがその要因として挙げられております。運動習慣の二極化など子どもを取り巻く環境が複雑化する中、ロコモの要因は、運動不足による身体のバランス能力や柔軟性の低下、使いすぎ症候群など様々で、早期に発見し、対処していくことが重要であり、運動器検診や専門家による運動指導法を学校現場で活用する必要があります。

また、健康や医療に関する正しい情報を入手し、理解し、活用する能力であるヘルスリテラシーが低いと、運動の意味や予防、治療の必要性が十分に理解できません。ヘルスリテラシーの向上により、睡眠、食事、運動の意識を高めることで生活を改善し、健康に関する意識を醸成することが肝要であります。

以上のことから、運動器に着目した運動指導法を学校現場に導入するとともに、理学療法等の専門家による運動器検診やヘルスリテラシー教育を導入すべ

きであります。

また、保護者の健康等に対する意識を高めることにより、子どもの健康意識の向上も期待されるため、保護者も含めたヘルスリテラシー向上の取組により、家庭での生活習慣の改善につなげるべきであります。

3点目は、大学との連携による体力向上の取組についてであります。

堺市では、市と大学が連携協定を締結のうえ、市内の複数校を体力向上研究校に指定し、研究の成果を各学校へ共有しております。また、学生サポーターが、運動促進のため授業等の支援を行っており、児童生徒は年齢の近いサポーターから専門的支援を受け、同時に教員の負担軽減にもつながっております。

市内に複数の大学を有する本市においても、体育専門の教育課程を有する大学を中心に地域の大学と連携のうえ、体力向上研究校を指定し、専門的知見を生かした指導方法の研究や成果を各学校で共有すべきであります。さらに、児童生徒の体力向上を図るため、学生を体力向上サポーターとして各学校に派遣し、授業、業間運動等での支援を図るべきであります。

4点目は、運動環境の整備についてであります。

近年、夏場の異常な暑さにより、熱中症警戒アラートの発令が増え、体育の授業や業間運動、部活動など様々な場面で制限を受けており、児童生徒、教員の安全確保や、避難所としての災害対応の観点からも学校の体育館へのエアコンの早急な整備が求められております。

また、水泳授業については、日本水泳連盟の基準に即して、水温と気温の合計が 65 度以上の場合、中止しており、活動が制限されております。特に、夏季休業中にプール指導を行わない学校は、登下校時の安全に配慮して実施しない学校を含め、小学校で 35 校、中学校で 16 校と年々増加傾向にあります。

本市は、学校の体育館のエアコンについて、令和 7 年度に小学校 8 校、中学

校2校に設置し、今後4年間で全市立小中学校へ導入するとしておりますが、夏場の異常気象下においても安全に運動できる環境を整備するため、市内の全小中学校の体育館へのエアコン設置を速やかに実施し、設置にあたっては、体育館の構造を精査した効率的な配置とすべきであります。

また、財源として活用する予定の緊急防災・減災事業債が、令和7年度以降に廃止された場合でも、断熱性能が確保されている体育館に適用可能な学校施設環境改善交付金を活用するなど、有利な交付金等の国の制度の活用や費用対効果の高い機種を選定を検討し、市の負担をできるだけ減らし遅滞なく設置を進めるべきであります。

同様に、異常気象下で活動に影響が出ている体育の水泳授業においては、空調が行き届いた民間プール施設等の活用を促進すべきであります。

5点目は、地域資源を活用した部活動の展開についてであります。

中学校期の運動時間に占める部活動の比重は大きく、その活動環境を守るとは重要であります。部活動の地域展開にあたっては、地域の経験豊富な指導者や様々な団体の協力を得て、生徒の実情やニーズに合わせ柔軟に対応していくことが肝要となります。

福井市では、中学校の部活動の活動内容を地域へ引き継ぐ際、間をつなぐ役割として、元校長が担うエリアコーディネーターを配置しており、地域の様々な活動の情報を吸い上げて、学校や地域の団体と連絡調整やサポートを行っております。

よって、部活動の地域展開にあたっては、地域クラブとの連携や部活動指導員として地域の指導者、学生、民間のインストラクターなどの多様な人材の活用により、教員の負担を軽減していくとともに、生徒の貴重な運動の場である部活動の活動環境を残すべきであります。さらに、本市の特徴として、市域が

広く地区ごとに特色ある活動団体を有していることから、地域、競技分野に精通した人材をエリアコーディネーターとして活用し、地域クラブとの綿密なコミュニケーションにより、地域との相互理解の中で、生徒に寄り添った部活動への支援を図るべきであります。

以上、大きく5点の提言を申し上げましたが、体育館へのエアコンの設置や民間プール施設等の活用の促進、部活動の地域展開でのエリアコーディネーターの活用については、今般の令和7年度一般会計予算への計上がなされております。当委員会としては、確実な執行に意を用いるとともに、子どもたちの安全な運動環境の整備のため、エアコンの全校設置など事業の前倒しも含め早期の対応を求めるものであります。

最後に、今回の調査を進めるにあたり、ご協力いただきました市当局をはじめ関係各位に厚く御礼を申し上げます。

震災やコロナ禍の様々な制約の中、児童生徒の体力低下など課題の解決のために、本市が鋭意努力し生み出された取組は継続しつつ、地域とともに児童生徒の運動環境を守り、楽しさ、主体性を大切にした教育を推進することで、子どもたちの体力の向上を図ることを祈念いたしまして、児童生徒の体力向上に関する調査報告といたします。